

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

道路交通法の一部改正に伴う「準中型免許」の新設に係る留意点について

かねてより、本会業務運営等につきましては、格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記免許の新設については、平成28年12月26日付け長建協発第423号文書にてお知らせ申し上げておりましたが、同免許の新設に係り、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した場合、最大積載量2トン未満（車両総重量3.5トン未満）までしか運転できず、従来普通免許で運転することができた最大積載量2トン以上3トン未満（車両総重量3.5トン以上5トン未満：2トントラック等）の運転はできないこととなっておりますことにご留意いただきますようお願い申し上げます。

また、貴社において18歳からの新規採用者へ免許取得を奨励される場合は、この点に十分配慮されるようお願い申し上げます。